

# 理事会運営規則

## — 第1章 総則 —

(目的)

第1条 この規則は、東京味噌醤油商業協同組合定款第51条、52条、53条、54条、55条に基づき、その定款以外で理事会の運営に関し必要な事項を別途定めることを目的とする。

## — 第2章 理事会の招集 —

(招集者)

第2条 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

## — 第3章 理事会の議事 —

(理事会の議長)

第3条 理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当たる。

(関係者の出席)

第4条 理事会が必要と認めるときは、議事に關係を有する者の出席を求めて、その意見を求めて、その意見を徵することができる。

(理事等の報告又は説明)

第5条 理事から招集の請求があった場合は、議長はその理事に議案の説明を求めなければならず、また必要があるときは代表理事、業務執行理事または監事に対してこれに係る意見を述べさせなければならない。

(議事進行動議)

第6条 理事は、理事会の議事進行に関して、通知した事項以外の事項について、出席理事の3分の2以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外についても議案とすることができます。

2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。

3 議長は第1項の動議が、理事会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法または権利の濫用にあたるとき、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなときは直ちに却下することができる。

(議長不信任動議)

第7条 議長不信任動議が提出されたときは、議長は速やかに採決しなければならない。

2 前項の動議が決議されたときは、事務局が仮議長となり、その理事会の議長を出席理事の中から選出する。

3 理事会の議長が、その理事会において出席理事の中から選出されたときは、議長不信任動議を提出することはできない。

(採決)

第8条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議を終了して、採決をすることができる。

この場合、議長は一括して審議した議案については、一括して採決することができる。

- 2 議長は、議案原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。
- 3 議長は、採決について賛否を確認できるいかなる方法によることができる。

## — 第4章 理事会の権限 —

(決議事項)

第9条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

- イ 業務執行の決定
- ロ 代表理事並びに執行理事の選定・解職
- ハ 議事に付すべき事項の決定
- ニ 重要な財産の処分及び譲受
- ホ 多額の借入
- ヘ 事業計画書及び収支予算書の承認
- ト 事業報告及び決算書類等の承認
- チ その他法令に定める事項

(2) その他

- イ 基本財産の維持、管理及び処分の決定
- ロ 資金運用規程
- ハ 個人情報保護規程
- ニ 事務局組織運営規程
- ホ 委員会の運営に必要な事項の決定
- ヘ 重要な事業その他契約の締結、解除、変更について
- ト 重要な事業その他にかかる争訟の処理
- チ その他理事会が必要と認める事項

(改廃)

第10条 本規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。